

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 60 号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成 12 年岩手県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（許可の際の資料の徴求）</p> <p>第 2 条 知事は、法第 3 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）の申請を受けたときは、地形図等規則で定める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>（許可の際の資料の徴求）</p> <p>第 2 条 知事は、法第 3 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）の申請を受けたときは、地形図等規則で定める書類の提出を求めることができる。</p>
<p>（原状回復命令）</p> <p>第 5 条 法第 8 条の規定に基づき原状回復を命じられた者は、その命じられた日から 10 日以内に原状回復し、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。</p>	<p>（原状回復命令）</p> <p>第 5 条 法第 10 条の規定に基づき原状回復を命じられた者は、その命じられた日から 10 日以内に原状回復し、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。</p>
<p>（許可対象外の工事）</p> <p>第 6 条 温泉源から温泉を採取する権利を有する者（以下「温泉採取権者」という。）又は動力を装置する者が次に掲げる工事をしようとする場合は、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 動力の装置の変更（法第 9 条第 1 項の許可を要するものを除く。）</p> <p>（氏名等の変更の届出）</p>	<p>（許可対象外の工事）</p> <p>第 6 条 温泉源から温泉を採取する権利を有する者（以下「温泉採取権者」という。）又は動力を装置する者が次に掲げる工事をしようとする場合は、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 動力の装置の変更（法第 11 条第 1 項の許可を要するものを除く。）</p> <p>（氏名等の変更の届出）</p>
<p>第 11 条 法第 13 条第 1 項の許可を受けた者（以下「温泉利用権者」という。）は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、その変更の日から 10 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第 11 条 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者（以下「温泉利用権者」という。）は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、その変更の日から 10 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>

(変更工事の届出)

第12条 温泉利用権者は、その許可を受けた利用施設の変更の工事（法第13条第1項の許可を要するものを除く。）を行おうとするときは、当該工事に着手する10日前までにその旨を知事に届け出なければならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) [略]

(2) 法第9条第1項の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 1件 110,000円

(3) 法第13条第1項の温泉の利用の許可の申請に対する審査 1件 35,000円

(4) 法第15条第1項の温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査 1件 50,000円

(変更工事の届出)

第12条 温泉利用権者は、その許可を受けた利用施設の変更の工事（法第15条第1項の許可を要するものを除く。）を行おうとするときは、当該工事に着手する10日前までにその旨を知事に届け出なければならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) [略]

(2) 法第6条第1項又は第7条第1項の土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円

(3) 法第11条第1項の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 1件 110,000円

(4) 法第11条第2項において準用する法第6条第1項又は第7条第1項の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円

(5) 法第15条第1項の温泉の利用の許可の申請に対する審査 1件 35,000円

(6) 法第16条第1項又は第17条第1項の温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円

(7) 法第19条第1項の温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査 1件 50,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。